

別表

特別養護老人ホーム光の苑利用料金表

令和3年4月1日改定
 令和3年8月1日改定
 令和4年2月1日改定
 令和4年10月1日改定
 令和6年4月1日改定

1 介護保険給付サービス利用料金

原則として下記のとおりです。利用者負担額の減免制度などの対象者である場合はその認定に基づいた負担額となります。

(1) 利用者負担金サービスを利用した場合にお支払いいただく利用者負担金は、原則として次の額です。(1日につき)

要介護区分	基本単価	負担段階	居住費	食費	1日あたりの負担額(1割)	1日あたりの負担額(2割)	1日あたりの負担額(3割)
要介護1	1割 682 2割 1,364 3割 2,046	第1段階	820	300	1,802		
		第2段階	820	390	1,892		
		第3段階①	1,310	650	2,642		
		第3段階②	1,310	1,360	3,352		
		第4段階	2,006	1,445	4,133	4,815	5,497
要介護2	1割 753 2割 1,506 3割 2,259	第1段階	820	300	1,873		
		第2段階	820	390	1,963		
		第3段階①	1,310	650	2,713		
		第3段階②	1,310	1,360	3,423		
		第4段階	2,006	1,445	4,204	4,957	5,710
要介護3	1割 828 2割 1,656 3割 2,484	第1段階	820	300	1,948		
		第2段階	820	390	2,038		
		第3段階①	1,310	650	2,788		
		第3段階②	1,310	1,360	3,498		
		第4段階	2,006	1,445	4,279	5,107	5,935
要介護4	1割 901 2割 1,802 3割 2,703	第1段階	820	300	2,021		
		第2段階	820	390	2,111		
		第3段階①	1,310	650	2,861		
		第3段階②	1,310	1,360	3,571		
		第4段階	2,006	1,445	4,352	5,253	6,154

要介護 5	1割 971	第1段階	820	300	2,091		
	2割 1,942	第2段階	820	390	2,181		
	3割 2,913	第3段階①	1,310	650	2,931		
		第3段階②	1,310	1,360	3,641		
		第4段階	2,006	1,445	4,422	5,393	6,364

※ご利用者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いしていただきます。要介護認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます。(償還払い)

償還払いとなる場合、ご利用者が保険給付の申請を行なうために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

※介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご利用者の負担額を変更します。

【加算】お支払いいただく利用者負担金は次の額です。

	加算の種類	加算の内容	加算額
	日常生活継続支援加算 (Ⅱ)	重度の要介護者や認知症の入居者が多く占める施設において介護福祉士資格を有する職員を手厚く配置した場合。	46 円/日
	サービス提供体制 強化加算 (Ⅰ)	介護職員の総数に占める介護福祉士の割合が 80% 以上の場合に加算。	22 円/日
	サービス提供体制 強化加算 (Ⅱ)	介護職員の総数に占める介護福祉士の割合が 60% 以上の場合に加算。	18 円/日
	サービス提供体制 強化加算 (Ⅲ)	介護職員の総数に占める割合 50%、又は常勤職員 75%、勤続 7 年以上の職員が 30%のいずれかに該当し場合に算定。	6 円/日
	生産性向上推進体制加算 (Ⅰ)	(Ⅱ) の要件を満たし見守り機器等のテクノロジーを複数導入し実践している事。職員間の適切な役割分担(介護助手等)の取組を行っている場合に算定。	100/月
	生産性向上推進体制加算 (Ⅱ)	見守り機器等のテクノロジー機器を 1 つ以上導入し、利用者の安全並びサービスの質の確保及び職員の負担軽減を資する委員会を開催、改善計画を計画的に行った場合に算定。	10 円/月
	科学的介護推進体制加算 (Ⅰ)	全利用者の心身に関する基本情報を、LIFE のデータベースに提供し、厚生労働省に提出した場合に算定。	40 円/月
	科学的介護推進体制加算 (Ⅱ)	全利用者の心身に関する基本情報を、LIFE のデータベースに提供し LIFE から得られるフィードバックを活用し、ケアプラン、サービスの見直しを行い、実践評価した場合に算定。	50 円/月

	生活機能向上連携加算（Ⅰ）	通所リハ等を行う医療機関の PT・OT・ST・Dr が加算を算定する事業所に訪問又は ICT を活用し加算を算定する事業所職員と共に利用者の状態を把握した上で、個別機能訓練計画を作成する。機能訓練指導員、看護・介護職員、生活相談員等が協働し、作成された計画にある機能訓練を実施する。	100 円／月
	看護体制加算（Ⅰ）イ	常勤の看護職員を 1 名以上配置している場合に加算。	12 円／日
	看護体制加算（Ⅱ）イ	常勤の看護職員を 2 名以上配置している場合に加算。	23 円／日
	配置医師緊急時対応加算	入居者に急変が生じた場合に配置医師が施設の求めに応じ通常の勤務時間外に施設を訪問して診療を行なった場合。	325 円／回
		入居者に急変が生じた場合に配置医師が施設の求めに応じ早朝（午前 6 時から午前 8 時まで）もしくは夜間（午後 6 時から午後 10 時まで）に施設を訪問して診療を行なった場合。	650 円／回
		入居者に急変が生じた場合に配置医師が施設の求めに応じ深夜（午後 10 時から午前 6 時まで）に施設を訪問して診療を行なった場合。	1,300 円／回
	協力医療機関連携加算	入居者の急変時の相談又は診療・入院の体制が確保されている協力医療機関との間で入居者の現病歴等について会議を定期的に開催し情報共有を行なっている場合。	100 円／月
	高齢者施設等感染対策向上加算Ⅱ	診療報酬における感染対策向上加算に掛かる届け出を行なった医療機関から、3 年に 1 回以上施設内で感染者が発生した場合の感染制御等にかかる実施指導を受けている場合。	5 円／月
	新興感染症等施設療養費	入居者が厚生労働大臣の定める感染症に感染した場合に、相談・診療・入院調整等を行う医療機関を確保した上で適切な感染対策のもと介護サービスの提供をした場合に連続する 5 日を限度に算定する。	240 円／日
	夜勤職員配置加算（Ⅱ）イ	夜勤を行う介護職員の数が、最低基準を 1 以上上回っている場合に加算。	46 円／日
	栄養マネジメント強化加算	低栄養者や、入居者ごとに適切な栄養管理、計画を多職種共同で作成し、計画内容等を厚生労働省に提出し、実施のための必要な情報を活用すること。	11 円／日
	個別機能訓練加算（Ⅰ）	入居者ごとに個別機能訓練計画を作成し、計画的に機能訓練をした場合の加算。	12 円／日

個別機能訓練加算（Ⅱ）	個別機能訓練加算（Ⅰ）を算定している入居者について計画内容等を厚生労働省に提出し、実施のための必要な情報を活用すること。	20円／月
個別機能訓練加算（Ⅲ）	入居者の個別機能訓練計画において、入居者の口腔・栄養状態に関する情報を相互に共有し機能訓練を実施している場合。	20円／月
ADL維持加算（Ⅰ）	総数が10名以上で当該月の翌月から起算し barthel index を評価できる者が ADL 値を測定。測定した日が属するごと厚生労働省に提出した際に算定。	30円／月
ADL維持加算（Ⅱ）	ADL維持加算（Ⅰ）を算定したうえで評価対象利用者等の調整済 ADL 利得を平均して得た値が3以上であることで算定。	60円／月
自立支援促進加算	医師が自立支援に必要な医学的評価を入所時と6月以内に1回見直しを行い、支援計画策定に医師も含めた職種共同で策定し、支援計画を3月以内に1回見直しを行う。医学的評価の結果等を厚生労働省に提出し、実施のための必要な情報を活用すること。	280円／月
認知症専門ケア加算（Ⅰ）	施設基準を満たしたうえで専門的な認知症ケアを行った場合の加算。	3円／日
認知症専門ケア加算（Ⅱ）	施設基準を満たしたうえで専門的な認知症ケアを行った場合の加算。	4円／日
認知症チームケア推進加算Ⅰ	認知症介護の指導にかかる専門的な研修等を修了した職員を1名以上配置しかつ複数の介護職員からなるチームにおいてケアを計画・実施している場合。	150円／月
認知症チームケア推進加算Ⅱ	認知症の行動・心理症状にかかる専門的な研修等を修了した職員を1名以上配置しかつ複数の介護職員からなるチームにおいてケアを計画・実施している場合。	120円／月
若年性認知症利用者受入加算	若年性認知症患者を受け入れ利用者ごとに個別の担当者を配置している場合の加算。	120円／日
精神科医師配置加算	精神科医による定期的な療養指導が月に2回以上行われた場合の加算。	5円／日
療養食加算	医師の食事箋に基づき療養食を提供した場合の加算	18円／日
経口移行加算	経口摂取に移行するための栄養管理を実施した場合（180日を限度）。	28円／日
経口維持加算（Ⅰ）	摂食機能障害や誤嚥を有する利用者に対し、医師又は歯科医師の指示に基づき、管理栄養士等が栄養管理を行った場合の加算。原則6月とする算定期間を廃止する。	400円／月

経口維持加算（Ⅱ）	経口維持加算（Ⅰ）を算定し、食事の観察及び会議に医師、歯科医師、歯科衛生士等が加わった場合の加算。	100 円／月
口腔衛生管理加算（Ⅰ）	歯科衛生士が介護職員に対し口腔ケアに係る助言指導を行い、口腔ケアマネジメントに係る計画がされている場合の加算。	90 円／月
口腔衛生管理加算（Ⅱ）	加算（Ⅰ）を算定している入居者について計画内容等を厚生労働省に提出し、実施のための必要な情報を活用すること。	110 円／月
褥瘡マネジメント加算（Ⅰ）	入所者等ごとに褥瘡の発生とリスクについて施設入所時や 3 月以内に評価を行い、結果等を厚生労働省に提出し、実施のための必要な情報を活用すること。	3 円／月
褥瘡マネジメント加算（Ⅱ）	褥瘡加算（Ⅰ）を満たしている施設において、評価の結果、褥瘡が発生するリスクがあると判断された入所者に対して、褥瘡を発生させないもしくは入居時に認めた褥瘡が治癒した場合に算定。	13 円／月
外泊時費用	病院等に入院を要した場合及び外泊をした場合の加算(月 6 日程度)。	246 円／日
初期加算	入所日から 30 日以内の期間。入院後の再入所も同様。	30 円／日
安全対策体制加算	事故発生防止の対策、発生時の対応、指針が整備されており、安全対策部門を設置し、外部研修を受けた担当者が配置されている場合、入所時に 1 回算定	20 円／回
排せつ支援加算（Ⅰ）	医師、又は看護師が施設入所時に排せつ介護を必要とする利用者を 3 月に一回以上評価し、厚生労働省に提出し、実施のための必要な情報を活用し、3 月に一回以上支援計画の見直しをたてる事。	10 円／月
排せつ支援加算（Ⅱ）	排せつ支援加算（Ⅰ）の要件を満たし、排尿、排便どちらか一方の症状が緩和していること、又はおむつありから使用無しに、もしくは尿道カテーテルが抜去された場合。	15 円／月
排せつ支援加算（Ⅲ）	排せつ支援加算（Ⅰ）の要件を満たし、おむつありから使用無しにかつ、排尿、排便どちらか一方が改善する又は尿道カテーテルが抜去された場合。	20 円／月
退所時情報提供加算	医療機関へ退所する入居者について同意を得て、心身の状況や生活歴等を示す情報を退所後の医療機関へ提供した場合。	250 円／回
退所時栄養情報連携加算	特別食を必要とする入居者等において管理栄養士が退所先の医療機関等に対して栄養管理に関する情報を提供した場合。	70 円／回

	再入所時栄養連携加算	栄養管理を必要とする再入居者において、栄養に関する指導又はカンファレンスに同席し医療機関の管理栄養士と連携して栄養計画を作成した場合。	200 円／回
	特別通院送迎加算	定期的かつ継続的に透析を必要とする入居者に対し施設職員が月 12 回以上の送迎を行なった場合。	594 円／月
看取り介護加算	死亡日 31 日前～45 日前	看取り介護の体制を整備し、施設内及び在宅で死亡した場合。	72 円／日
	死亡日以前 4～30 日前	看取り介護の体制を整備し、施設内及び在宅で死亡した場合。	144 円／日
	死亡日前日 及び前々日	看取り介護の体制を整備し、施設内及び在宅で死亡した場合。	780 円／日
	死亡日	看取り介護の体制を整備し、施設内及び在宅で死亡した場合。	1,580 円
	介護職員処遇改善加算(I)	介護職員の賃金改善のため、利用者ごとの 1 月の総単位数(上記の介護度に応じた基本サービス費と各種加算)に 8.3%を乗じた額の負担割合分。	
	介護職員等特定処遇改善加算(I)	介護職員の賃金改善のため、利用者ごとの 1 月の総単位数(上記の介護度に応じた基本サービス費と各種加算)に 2.7%を乗じた額の負担割合分。	
	介護職員等ベースアップ等支援加算	介護職員の賃金改善のため、利用者ごとの 1 月の総単位数(上記の介護度に応じた基本サービス費と各種加算)に 1.6%を乗じた額の負担割合分。	
	介護職員等処遇改善加算 I	介護職員の賃金改善のため、利用者ごとの 1 月の総単位数(上記の介護度に応じた基本サービス費と各種加算)に 14.0%を乗じた額の負担割合分。	
	栄養ケアマネジメントの未実施減算	栄養計画のカンファレンス・記録がない場合に減算。	14 円/日 減算
	安全対策未実施減算	運営基準における事故の発生又は再発防止措置が講じられていない場合に減算。	5 円／日 減算
	高齢者虐待防止措置未実施減算	虐待防止又はその再発を防止するための措置が講じられていない場合に所定単位数の 100 分の 1 を減算	
	業務継続計画未実施減算	事業継続計画の未作成、又は当該事業化計画に従い必要な措置が講じられていない場合に、100 分の 3 相当の減算。	

ショート 口腔連携強化加算 50 円／回

2 介護保険給付対象とならないサービスの概要と利用料金

次のサービスは、利用料金の金額がご利用者の負担となります。

※居住費[光熱水費及び室料（建物設備等の減価償却費等）

この施設及び設備を利用し、滞在されるにあたり、室料を負担していただきます。

※食費（食材料費及び調理費）

ご利用者様に提供する食事の材料及び調理にかかる費用を、実費相当額の範囲内にて負担していただきます。

※介護保険負担限度額認定証の発行を受けている方につきましては、その認定証に記載された食費・居住費の金額（1日あたり）のご負担となります。

（3） その他の費用

特別な食事	栄養士の作成した献立以外の食事等を希望される場合は要した費用の実費をいただきます。
貴重品の管理	貴重品管理サービスをご利用いただけます。尚、詳細につきましては、「特別養護老人ホームもとだて荘利用者貴重品等管理規程」に記載のとおりです。（月額 300円）
レクリエーション、クラブ活動	ご利用者の希望によりレクリエーション、クラブ活動に参加していただくことが出来ます。材料費・参加費等の実費をいただきます。
複写物の交付	ご利用者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合にはその旨お申し出ください。
日常生活品	個人用のティッシュペーパー、歯ブラシ、歯磨き粉、義歯洗浄剤、タオル、衣類、履物、髭剃りなどご利用者が負担する事が適当と認められるものは実費の費用をいただきます。持ち込まれる場合は、費用の負担はありません。
理美容	訪問理容師をご利用いただけます。 要した費用の実費をいただきます。
電化製品持ち込み料	テレビ、ラジオ、電気毛布、携帯電話等の電化製品の持ち込みについて、1点につき月 200円～1000円をいただきます。詳しくは、ご相談ください。
予防接種	インフルエンザ・肺炎球菌ワクチンなど希望される方は、実費をいただきます。
通院・外出時の付き添い	協力医院(もとだて病院)への通院については、費用の負担はありません。距離によっては費用をいただく事もあります。
その他	切手、葉書・写真等希望される場合は、実費をいただきます。

電化製品持ち込み料金一覧

こたつ	1 0 0 0 円 / 月
冷蔵庫	8 0 0 円 / 月
テレビ	8 0 0 円 / 月
ラジカセ	2 0 0 円 / 月
電気毛布	5 0 0 円 / 月